

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人 -	千円 -
		5,107	356,289,460
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	226	5,454,244
	債 務 控 除 額	2,915	41,331,881
	暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	799	2,845,647
	課 税 価 格	5,148	323,257,469
相 続 税 額	算 出 税 額	5,070	41,184,434
	2 割 加 算 額	549	575,738
	計	5,070	41,760,172
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	239	146,236
	配 偶 者	787	8,754,303
	未 成 年 者	52	16,011
	障 害 者	139	147,076
	相 次 相 続	173	220,052
	外 国 税 額	7	32,665
	計	1,308	9,316,343
差 引 税 額	4,367	32,443,829	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	77	290,045	
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額	-	-	
小 計	4,354	32,153,785	
農 地 等 納 税 猶 予 額	14	207,867	
株 式 等 納 税 猶 予 額	3	399,334	
山 林 等 納 税 猶 予 額	-	-	
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額	-	-	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	4,351	31,652,053
	還 付 税 額	41	105,468
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額	-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	1,823	145,030,000	

調査対象等： 平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 22 年分	4,795	319,544,909	45,809,726	10,901,777	4,109	34,152,288	20	36,503	1,626
平成 23 年分	5,012	315,675,038	42,244,477	11,401,284	4,300	30,129,162	32	80,383	1,677
平成 24 年分	4,823	296,352,238	36,017,608	9,236,074	4,108	26,210,881	34	75,093	1,677
平成 25 年分	4,939	332,644,881	48,952,163	10,703,324	4,246	37,567,856	31	56,164	1,749
平成 26 年分	5,148	323,257,469	41,760,172	9,316,343	4,351	31,652,053	41	105,468	1,823

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
門司	93	5,184,758	84	345,436	37
若松	117	6,054,255	104	385,327	43
小倉	313	25,645,971	266	3,375,389	115
八幡	272	15,106,938	220	1,110,800	97
博多	264	19,973,202	226	2,351,404	92
香椎	454	25,282,185	389	1,737,380	167
福岡	690	47,778,814	580	5,778,015	246
西福岡	517	37,020,460	432	4,729,525	188
大牟田	153	7,245,629	137	540,517	49
久留米	333	20,046,668	275	1,838,849	119
直方	38	2,223,923	26	134,486	13
飯塚	85	3,778,716	76	192,060	27
田川	47	4,477,065	36	470,218	19
甘木	74	3,682,678	57	214,951	25
八女	59	3,384,123	50	267,272	18
大川	29	1,333,259	24	32,834	10
行橋	73	4,553,491	63	377,250	33
筑紫	361	22,421,381	310	1,800,471	121
福岡県計	3,972	255,193,516	3,355	25,682,184	1,419
佐賀	187	10,995,999	160	871,816	69
唐津	54	2,545,701	43	96,631	20
鳥栖	113	6,133,684	95	332,031	43
伊万里	40	2,208,473	33	279,313	10
武雄	83	4,471,102	64	256,249	28
佐賀県計	477	26,354,959	395	1,836,041	170
長崎	349	22,318,690	303	2,394,653	111
佐世保	156	9,126,915	131	980,967	54
島原	73	3,805,936	61	189,425	25
諫早	81	3,735,809	70	174,187	28
福江	17	787,990	15	20,188	6
平戸	9	711,573	9	44,327	5
壱岐	X	X	X	X	X
厳原	X	X	X	X	X
長崎県計	699	41,708,994	601	4,133,828	234
総計	5,148	323,257,469	4,351	31,652,053	1,823

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数 人
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	5,149	322,739,095	4,356	31,585,172	1,823
	修正申告による増差額	82	675,231	132	101,037	61
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	24 △	156,857	35 △	34,157	16
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 5,148	323,257,469	実 4,351	31,652,053	実 1,823
過年分	申 告 額	183	8,395,659	151	470,199	86
	修正申告による増差額	788	9,195,653	1,130	1,700,386	460
	更正による増差額	-	-	1	6,581	1
	更正等による減差額	218 △	2,661,187	306 △	586,241	146
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,174	14,930,125	実 1,557	1,590,926	実 603
合 計	申 告 額	5,332	331,134,754	4,507	32,055,371	1,909
	修正申告による増差額	870	9,870,884	1,262	1,801,424	521
	更正による増差額	-	-	1	6,581	1
	更正等による減差額	242 △	2,818,044	341 △	620,397	162
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 6,322	338,187,594	実 5,908	33,242,978	実 2,426

調査対象等： 「本年分」は、平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成25年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年11月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成24年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 24	千円 3,928	人 -	千円 -
過 年 分	740	129,548	137	42,362	46	78,530
合 計	740	129,548	161	46,290	46	78,530

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課	うち暦年課税分	納付税額	法定相続人の数
			税適用財産価額	贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	513	42,486,563	1,761,120	285,350	688,741	1,145
1 億円超	897	123,863,463	1,842,688	1,329,157	5,577,738	2,846
2 "	233	57,069,382	656,019	625,353	5,602,832	768
3 "	112	42,415,054	625,251	295,801	6,234,015	375
5 "	39	21,902,624	158,193	95,094	3,623,040	157
7 "	17	14,124,664	-	167,169	4,150,686	55
10 "	9	11,760,135	380,867	46,400	2,994,798	28
20 "	1	2,078,507	12,000	-	683,709	7
30 "	2	7,038,703	-	1,322	2,029,615	7
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,823	322,739,095	5,436,136	2,845,647	31,585,172	5,388

調査対象等：平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	6	126	183	139	59	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	4	71	193	323	193	72	21	8	7	1	3	1
2 "	-	16	44	79	64	17	8	2	3	-	-	-
3 "	-	5	23	42	23	13	2	3	1	-	-	-
5 "	-	1	5	9	12	7	3	1	-	-	-	1
7 "	-	4	4	1	3	3	1	1	-	-	-	-
10 "	-	1	2	2	3	1	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
30 "	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	10	224	454	596	358	113	35	16	11	1	3	2

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	380	8,933,332
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	357	4,093,383
	宅地（借地権を含む。）	1,636	95,317,835
	山林	424	1,759,098
	その他の土地	455	9,599,565
	計	1,665	119,703,212
家屋、構築物		1,569	26,821,989
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	210	662,246
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	54	100,076
	売掛金	81	287,594
	その他の財産	151	1,378,858
	計	329	2,428,773
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	339	17,097,462
	同上以外の株式及び出資	996	15,809,879
	公債及び社債	334	6,477,106
	投資・貸付信託受益証券	621	15,444,533
	計	1,325	54,828,980
現金、預貯金等		1,816	102,578,174
家庭用財産		1,255	704,608
その他の財産	生命保険金等	590	16,922,101
	退職手当金等	140	6,522,349
	立木	92	81,404
	その他	1,587	25,176,647
	計	1,646	48,702,500
合計		1,821	355,768,236
相続時精算課税適用財産価額		155	5,436,136
債務等	債務	1,646	37,367,752
	葬式費用	1,768	3,943,172
	計	1,796	41,310,924
差引純資産価額		1,823	319,893,448
暦年課税分贈与財産価額		437	2,845,647
課税価格		1,823	322,739,095

調査対象等：平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。